

(結 - 22号)

結核健康診断予防接種月報

長崎県知事 様
(長崎県 五島 保健所長経由)

実施年月 平成 年 月 分
報告年月日 平成 年 月 日

事業所等の名称及び所在地		医療機関、学校、施設等「報告施設」の名称及び住所						
実施者名		医療機関、学校、施設等の長						
実施者種別 (対象者の区分)		職員の結果は、 <u>1 事業者</u> 学生の結果は、 <u>2 学校長</u> (特定) 施設入所者の結果は、 <u>3 施設の長</u> へ記入して下さい。(見)						
対象者数		病気療養により通院中、入院中、産休及び妊娠中等の理由により、健康診断の対象外とした者は除外して構いません。						
BCG接種者数								
間接撮影者数		エックス線撮影には、間接撮影と直接撮影の2種類があります。委託先又は撮影者に確認して下さい。他で受けた健康診断及び人間ドックの結果も、結果確認の上計上して構いません。						
直接撮影者	間接撮影省略者数					健康診断の結果、要精密と診断され直接撮影を行なった者を計上して下さい。		
	要精密検査者数							
喀痰検査者数								
被発見者数	結核患者	精密検査を受け、結核患者と診断された者(医師による直接の医療行為を必要とする者)を計上して下さい。						
	結核発病のおそれがあると診断されたもの	精密検査を受け、結核を疑わせる所見があり、定期的に医師の観察指導を必要とする者について計上して下さい。						
未受診者の理由								
その他の事項								

記入上の注意(裏面参照)

特定業種 = 学校、病院、診療所、歯科診療所、助産所、介護老人保健施設

1 「実施者種別」の欄は、該当するものの数字を で囲むこと。

2 「対象者の区分」

(特定業種)には、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。)、病院、診療所、歯科診療所、助産所、介護老人保健施設又は社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号～第6号までに規定する施設において業務に従事する者について記入すること。

(高校)には、高等学校生徒及び高等専門学校生徒について記入すること。(入学した年度に実施することとされています)

(その他)には、大学等のそれ以外の者について記入すること。(入学した年度に実施することとされています)

(施設の入所者)とは、社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号～第6号までに規定する施設に收容されている者で65歳(65歳になる年度)以上者について記入すること。

また、監獄に收容されている者で20歳(20歳になる年度)以上の者について記入すること。

(一般)とは、65歳(65歳になる年度)以上の者について記入すること。

3 「実施区分」

(間接撮影者数)には、間接胸部エックス線撮影(検診車等で小さなフィルムで撮影)を受けた人数を記入すること。

(直接撮影者・間接撮影省略者数)には、間接胸部エックス線撮影をせずに、直接胸部エックス線検査撮影(一般的には病院や診療所、検診車のデジタル撮影)を受けた人数を記入すること。

(直接撮影者・要精密検査者数)には、精密検査として直接胸部エックス線撮影を受けた人数を記入すること。(CT検査等も含む)

(喀痰検査者数)には、結核健診にて喀痰検査(痰の検査)を受けた人数を記入すること。

結核以外を目的として喀痰検査を実施した場合は計上しない。

4 「被発見者数」

結核患者 - の欄には、精密検査を受け、結核患者と診断された者(医師による直接の医療行為を必要とする者)を記入すること。

結核発病のおそれがあると診断されたもの - 精密検査を受け、結核を疑わせる所見があり、定期的に医師の観察指導を必要とする者について記入すること。

参考) 社会福祉法第2条第2項

社会福祉法第2条第2項

一 [生活保護法](#) (昭和二十五年法律第百四十四号)に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業

三 [老人福祉法](#) (昭和三十八年法律第百三十三号)に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業

三の二 [障害者自立支援法](#) (平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害者支援施設を経営する事業

四 [障害者自立支援法](#) 附則[第四十一条第一項](#)の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた[同項](#)に規定する身体障害者更生援護施設を経営する事業

五 [障害者自立支援法](#) 附則[第五十八条第一項](#)の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた[同項](#)に規定する知的障害者援護施設を経営する事業

六 [売春防止法](#) (昭和三十一年法律第百十八号)に規定する婦人保護施設を経営する事業